

令和5年9月19日

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会 御中

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

## 意見書

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会での議論や意見聴取を通じ、改めて、旅館業の施設が果たす社会的役割の大きさと課題を認識致しました。

例えば、本検討会の中で構成員からご要望を頂いた障害者差別解消法の認知度等に関するアンケート調査を実施し、別添の結果を得ましたが、まだ十分な認知度があるとは言えない状況でしたので、当連合会としては、障害者差別解消法に関する組合員の理解を深めて参ります。その他、改正旅館業法の円滑な施行に向けて、当連合会として尽力して参ります。

その一環として、下記の意見を出させていただきますので、ご検討いただけますと幸いです。

## 記

1. 第2回検討会資料2において「特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に該当するかどうかを確認するために必要な情報」とあるが、その項目をどのように確認すればいいかに関する記載について、第2回検討会資料3において見当たらないため、現場が混乱しないよう、指針の中で明記いただきたい。

2. 「宿泊しようとする者」の考え方については、第2回検討会資料3（指針案たたき台）の「協力の求め」部分（8頁）にしか出てこないが、宿泊拒否事由を含め全体に関わるものなので、例えば、1. はじめに等の総論の部分に於いて明確にしていきたい。

3. 第2回検討会資料3の12頁の14行目において、「入院医療機関又は宿泊療養施設当の調整に要する時間」のことを記載しているが、これらの取扱いについては、特定感染症の患者等であると判明した後のことを記載していると考えられるため、「診断結果が判明するまでに要する時間」（まだ特定感染症の患者等と判明していない期間）と同列に書くのではなく、同資料の28頁目の3. (1)「特定感染症の患者等であるとき」の箇所で記載することを検討いただきたい。

4. 省令や指針においては、「社会的障壁」という言葉がキーワードとなっているが、現状は残念ながら旅館業の施設に従事する者にとってなじみが深いものではないため、指針の中で分かりやすく記載して頂きたい。

5. 「当該行為が障害の特性によることが、当該障害者又はその障害者の 同行者にその特性について聴取する等して把握できる場合」という原案について、意見聴取先の意見の中には「把握できる場合」とするのではなく、「当該行為が障害の特性による場合」とするのが適当とする意見もあると見受けられるが、いくら研修の努力義務があったとしても、障害の特性によるかは完全には把握できるものではない。また、法第5条第1項第3号は罰則がかかる規定であり、本規定の適用対象かどうかは、営業者のほうで明確に判別できる必要がある。そのため、「把握できる場合」とする原案の骨格を維持いただきたい。

6. 障害者の宿泊に際しての安全上の問題と障害者差別解消法の関係を検討する上で参考になる裁判例等の情報があれば、そのインプリケーションとともに指針等に記載いただきたい。

7. 今回の改正旅館業法の中で、法第5条第1項第3号が新設されたが、既存の「旅館業における衛生等管理要領」において「合理的な範囲を超える負担を求められたとき」と記載があり、両者の関係性を巡って現場で混乱が起きないように、その関係性を整理されたい。

8. 研修ツールについては、意見聴取の中で盛り込むべきとされた事項が数多く示されたが、改正旅館業法の施行までの期間が短いことや現場のスタッフがいっぺんに多くのことを消化しきれない懸念があることを考慮して、まずは改正に直接関わる内容に特化した、分かりやすい研修ツールを示されたい。

9. 今回の改正に期待する効果を指針等で一般の方にも分かるように明確に打ち出していきたい。

以上